

社債等に関する業務規程の一部改正について

1 社債等に関する業務規程（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
第 1 章 <u>総則</u>	第 1 章 <u>総則</u>
<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この規程は、社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の指定を受けた株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が行う社債等（<u>次条第 2 号に規定する社債等をいう。</u>）の振替に関する業務（以下「<u>社債等振替業</u>」という。）の実施に関し必要な事項を定める。</p> <p>2 <u>社債等振替業</u>においては、国債を取り扱わない。</p> <p>（用語）</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 社債等振替制度 <u>社債等振替業</u>に係る社債等の振替の仕組みをいう。</p> <p>(2)～(40) （略）</p> <p>（業務の取扱時間）</p> <p>第 3 条 <u>社債等振替業</u>に係る取扱時間は、この規程及びこの規程に基づき定める規則（以下単に「規則」という。）に別に定めるところを除くのほか、午前 9 時から午後 5 時までとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（休業日等）</p> <p>第 4 条 <u>社債等振替業</u>に係る休業日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この規程は、社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の指定を受けた株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が行う社債等の振替に関する業務（以下「<u>機構の振替業</u>」という。）の実施に関し必要な事項を定める。</p> <p>2 <u>機構の振替業</u>においては、国債を取り扱わない。</p> <p>（用語）</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 社債等振替制度 <u>機構の振替業</u>に係る社債等の振替の仕組みをいう。</p> <p>(2)～(40) （略）</p> <p>（業務の取扱時間）</p> <p>第 3 条 <u>機構の振替業</u>に係る取扱時間は、この規程及びこの規程に基づき定める規則（以下単に「規則」という。）に別に定めるところを除くのほか、午前 9 時から午後 5 時までとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（休業日等）</p> <p>第 4 条 <u>機構の振替業</u>に係る休業日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2 （略）</p>

(機構からの通知方法等)

第6条 次に掲げる通知その他の行為(以下この条において「通知等」という。)は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって、規則で定めるものにより行う。

- (1) 機構が、この規程又は規則で定めるところにより、発行者、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対して行う通知等
- (2) 発行者、機構加入者及び受託会社が、この規程又は規則で定めるところにより、機構に対して行う通知等

2 機構が、この規程及び規則で定めるところにより、発行者、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社又は受託会社に対して行う通知等は、この規程及び規則で特に定める場合を除き、次の各号に掲げる通知等の区分に従い、当該各号に定める者に対して行う。

- (1) 短期社債等に係る通知等
短期社債等の発行者、機構加入者及び資金決済会社
- (2) 一般債に係る通知等
一般債の発行者、機構加入者及び資金決済会社
- (3) 投資信託受益権に係る通知等
投資信託受益権の発行者、機構加入者、日銀ネット資金決済会社及び受託会社

3 第1項第1号に掲げる通知等は、この規程及び規則に別段の定めがある場合を除き、同項の規則で定めるところにより通知等を行った日に相手方に到達したものとして取り扱う。

4 第1項の規定にかかわらず、この規程若しくは規則で特に定める場合又は機構が相当と認める場合には、同項に掲げる通知等

(機構からの通知方法等)

第6条 次に掲げる通知又はその他の行為により通知すべき情報その他の情報は、この規程及び規則で特に定める場合を除き、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって、規則で定めるものにより提供する。

- (1) 機構が、この規程又は規則で定めるところにより、発行者、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対して行う通知
- (2) 発行者、機構加入者及び受託会社が、この規程又は規則で定めるところにより、機構に対して行う請求若しくは報告又は資料の提出

2 機構が、この規程及び規則で定めるところにより、発行者、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社又は受託会社に対して行う通知は、この規程及び規則で特に定める場合を除き、次の各号に掲げる通知の区分に従い、当該各号に定める者に対して行う。

- (1) 短期社債等に係る通知
短期社債等の発行者、機構加入者及び資金決済会社
- (2) 一般債に係る通知
一般債の発行者、機構加入者及び資金決済会社
- (3) 投資信託受益権に係る通知
投資信託受益権の発行者、機構加入者、日銀ネット資金決済会社及び受託会社

(新設)

(新設)

を同項で定める以外の方法により行うことができるものとする。

(帳簿等の電磁的記録による作成)

第7条 機構加入者は、この規程及び規則で特に定める場合を除き、その作成する帳簿その他の書類を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、社債等振替業に関する記録を確実に保存できるものをいう。)により作成することができる。

(短期社債等の範囲)

第8条 機構は、次に掲げるもののうち、法第13条第1項の規定に基づき機構がその発行者の同意を得たものであって、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、短期社債等として社債等振替業において取り扱う。

(1)~(4) (略)

(削る)

(5)~(7) (略)

2 (略)

(一般債の範囲)

第8条の2 機構は、次に掲げるもの(前条に規定するものを除く。以下この条において「一般社債等」という。)のうち、法第13条第1項の規定に基づき機構がその発行者の同意を得たもの(当該一般社債等の発行の決定において、当該決定に基づき発行する一般社債等の全部について法の規定の適用を受けることとする旨を定めたものに限る。)であって、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、一般債として社債等振替業において取り扱う。

(1)~(7) (略)

(帳簿等の電磁的記録による作成)

第7条 機構加入者は、この規程及び規則で特に定める場合を除き、その作成する帳簿その他の書類を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、機構の振替業に関する記録を確実に保存できるものをいう。)により作成することができる。

(短期社債等の範囲)

第8条 機構は、次に掲げるもののうち、法第13条第1項の規定に基づき機構がその発行者の同意を得たものであって、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、短期社債等として機構の振替業において取り扱う。

(1)~(4) (略)

(5) 商工組合中央金庫法(昭和11年法律第14号)第33条ノ2に規定する短期商工債

(6)~(8) (略)

2 (略)

(一般債の範囲)

第8条の2 機構は、次に掲げるもの(前条に規定するものを除く。以下この条において「一般社債等」という。)のうち、法第13条第1項の規定に基づき機構がその発行者の同意を得たもの(当該一般社債等の発行の決定において、当該決定に基づき発行する一般社債等の全部について法の規定の適用を受けることとする旨を定めたものに限る。)であって、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、一般債として機構の振替業において取り扱う。

(1)~(7) (略)

2 (略)

(投資信託受益権の範囲)

第8条の3 機構は、法第2条第1項第8号に規定する投資信託の受益権(投資信託契約において分割又は併合の定めのあるものを除く。)のうち、法第13条第1項の規定に基づき機構がその発行者の同意を得たもの(投資信託約款(投資信託及び投資法人に関する法律第4条第1項又は第49条第1項に規定する投資信託約款をいう。以下同じ。)において、当該投資信託の受益権の全部について法の規定の適用を受けることとする旨を定めたものに限る。)であって、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、投資信託受益権として社債等振替業において取り扱う。

2 (略)

(社債等の取扱いの廃止)

第10条 機構は、社債等が第8条、第8条の2又は第8条の3に掲げる事項に該当しなくなった場合には、当該社債等の取扱いを廃止する。

(発行者、機構加入者及び資金決済会社への通知)

第11条 機構は、短期社債等を社債等振替業において、第8条の規定により取り扱う場合及び前条の規定により取扱いを廃止する場合には、当該短期社債等の発行者(発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人)、機構加入者及び資金決済会社に、その旨を通知する。

(発行者)

第12条 (略)

2 (略)

3 機構は、発行者が次の各号のいずれかに

2 (略)

(投資信託受益権の範囲)

第8条の3 機構は、法第2条第1項第8号に規定する投資信託の受益権(投資信託契約において分割又は併合の定めのあるものを除く。)のうち、法第13条第1項の規定に基づき機構がその発行者の同意を得たもの(投資信託約款(投資信託及び投資法人に関する法律第4条第1項又は第49条第1項に規定する投資信託約款をいう。以下同じ。)において、当該投資信託の受益権の全部について法の規定の適用を受けることとする旨を定めたものに限る。)であって、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、投資信託受益権として機構の振替業において取り扱う。

2 (略)

(社債等の取扱いの廃止)

第10条 機構は、社債等が第8条、第8条の2又は第8条の3に掲げる事項に該当しなくなった場合には、当該社債等を機構の振替業において取り扱わない。

(発行者、機構加入者及び資金決済会社への通知)

第11条 機構は、短期社債等を機構の振替業において、第8条の規定により取り扱う場合及び前条の規定により取り扱わないこととなる場合には、当該短期社債等の発行者(発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人)、機構加入者及び資金決済会社に、その旨を通知する。

(発行者)

第12条 (略)

2 (略)

3 機構は、発行者が次の各号のいずれかに

該当した場合には、当該発行者に対し取締役会の決議に基づき戒告の処分を行うことができる。この場合において、機構は、遅滞なくその旨を公表する。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、社債等振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合

4 機構は、発行者が前項各号に掲げる場合に該当し、当該発行者の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該発行者に対し、社債等振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた発行者は、速やかに機構に対し、書面により業務方法の改善のための報告を行わなければならない。

5・6 (略)

(発行代理人)

第13条 (略)

2 前項の場合において、機構は、申請者が第6条に規定する方法に係る設備を備えるなど、機構との間で短期社債等又は一般債の新規記録に係る業務を適正、確実に遂行することができる能力を有すると認めるときは、発行代理人としての指定を行う。

3 機構は、前項の指定を行った発行代理人の名称を公表する。

4 (略)

5 発行代理人は、発行代理人としての指定の取消しを受けようとする場合には、規則で定める方法により、機構に対し、その旨の申出をしなければならない。この場合において、機構は、当該申出による発行代理人としての指定の取消しにより社債等振替制度の円滑な運営が阻害されるおそれがあると認めるときを除き、発行代理人としての指定の取消しを行う。

6 機構は、発行代理人が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該発行代理人に

該当した場合には、当該発行者に対し取締役会の決議に基づき戒告の処分を行うことができる。この場合において、機構は、遅滞なくその旨を公表する。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、機構の振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合

4 機構は、発行者が前項各号に掲げる場合に該当し、当該発行者の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該発行者に対し、機構の振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた発行者は、速やかに機構に対し、書面により業務方法の改善のための報告を行わなければならない。

5・6 (略)

(発行代理人)

第13条 (略)

2 前項の場合において、機構は、申請者が第6条に規定する方法に係る設備を備えるなど、機構との間で短期社債等又は一般債の新規記録に係る業務を適正、確実に遂行することができる能力を有すると認めるときは、発行代理人としての指定を行う。

(新設)

3 (略)

(新設)

4 機構は、発行代理人が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該発行代理人に

対し取締役会の決議に基づき発行代理人としての指定の取消し又は戒告の処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、社債等振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合

7 機構は、前項の規定により発行代理人としての指定を取り消す場合には、あらかじめ当該発行代理人に対し、その取消しの日を通知する。

8 機構は、第 1 項の規定により発行代理人としての指定を行う場合又は第 5 項若しくは第 6 項の規定によりその指定を取り消す場合には、発行者（発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人）機構加入者及び資金決済会社に対し、当該発行代理人の名称及びその指定の日又は取消しの日を通知する。

9 機構は、第 5 項の規定により発行代理人としての指定を取り消した場合又は第 6 項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

10 機構は、発行代理人が第 6 項各号に掲げる場合に該当し、当該発行代理人の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該発行代理人に対し、社債等振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた発行代理人は、速やかに機構に対し、書面により業務方法の改善のための報告を行わなければならない。

(支払代理人)

第 14 条 (略)

2 前項の場合において、機構は、申請者が第 6 条に規定する方法に係る設備を備えるなど、機構との間で短期社債等又は一般債の抹消等に係る業務を適正、確実に遂行することができる能力を有すると認めるとき

対し取締役会の決議に基づき発行代理人としての指定の取消し又は戒告の処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、機構の振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合

5 機構は、前項の規定により発行代理人の指定を取り消す場合には、当該発行代理人に対し、その取消しの日を通知する。

6 機構は、第 4 項の規定により発行代理人の指定を取り消す場合には、発行者（発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人）機構加入者及び資金決済会社に対し、当該発行代理人の名称及びその取消しの日を通知する。

7 機構は、第 4 項に規定する処分を行った場合は、遅滞なく、その旨を公表する。

8 機構は、発行代理人が第 4 項各号に掲げる場合に該当し、当該発行代理人の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該発行代理人に対し、機構の振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた発行代理人は、速やかに機構に対し、書面により業務方法の改善のための報告を行わなければならない。

(支払代理人)

第 14 条 (略)

2 前項の場合において、機構は、申請者が第 6 条に規定する方法に係る設備を備えるなど、機構との間で短期社債等又は一般債の抹消等に係る業務を適正、確実に遂行することができる能力を有すると認めるとき

は、支払代理人としての指定を行う。

3 機構は、前項の指定を行った支払代理人の名称を公表する。

4 (略)

5 支払代理人は、支払代理人としての指定の取消しを受けようとする場合には、規則で定める方法により、機構に対し、その旨の申出をしなければならない。この場合において、機構は、当該申出による支払代理人としての指定の取消しにより社債等振替制度の円滑な運営が阻害されるおそれがあると認めるときを除き、支払代理人としての指定の取消しを行う。

6 機構は、支払代理人が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該支払代理人に対し取締役会の決議に基づき支払代理人としての指定の取消し又は戒告の処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、社債等振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合

7 機構は、前項の規定により支払代理人としての指定を取り消す場合には、あらかじめ当該支払代理人に対し、その取消しの日を通知する。

8 機構は、第 1 項の規定により支払代理人としての指定を行う場合又は第 5 項若しくは第 6 項の規定によりその指定を取り消す場合には、発行者（発行代理人及び支払代理人）が発行されている場合には発行代理人及び支払代理人、機構加入者及び資金決済会社に対し、当該支払代理人の名称及びその指定の日又は取消しの日を通知する。

9 機構は、第 5 項の規定により支払代理人としての指定を取り消した場合又は第 6 項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

10 機構は、支払代理人が第 6 項各号に掲げる場合に該当し、当該支払代理人の業務方

には、支払代理人としての指定を行う。

(新設)

3 (略)

(新設)

4 機構は、支払代理人が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該支払代理人に対し取締役会の決議に基づき支払代理人としての指定の取消し又は戒告の処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、機構の振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合

5 機構は、前項の規定により支払代理人の指定を取り消す場合には、当該支払代理人に対し、その取消しの日を通知する。

6 機構は、第 4 項の規定により支払代理人の指定を取り消す場合には、発行者（発行代理人及び支払代理人）が発行されている場合には発行代理人及び支払代理人、機構加入者及び資金決済会社に対し、当該支払代理人の名称及びその取消しの日を通知する。

7 機構は、第 4 項に規定する処分を行った場合は、遅滞なく、その旨を公表する。

8 機構は、支払代理人が第 4 項各号に掲げる場合に該当し、当該支払代理人の業務方

法に改善が必要と認めるときは、当該支払代理人に対し、社債等振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた支払代理人は、速やかに機構に対し、書面により業務方法の改善のための報告を行わなければならない。

(資金決済会社)

第15条 (略)

2 機構は、前項の登録を行った資金決済会社の名称を公表する。

3 (略)

4 機構は、DVP決済を円滑に行うために必要と認めるときは、資金決済会社に対し、当該資金決済会社が日銀ネットを利用して行う短期社債等又は一般債の資金決済に関し問合せを行うことができる。

5・6 (略)

7 資金決済会社は、資金決済会社としての登録の抹消を受けようとする場合には、規則で定める方法により、機構に対し、その旨の申出をしなければならない。この場合において、機構は、当該申出による資金決済会社としての登録の抹消により社債等振替制度の円滑な運営が阻害されるおそれがあると認めるときを除き、資金決済会社としての登録の抹消を行う。

8 機構は、第1項の規定により資金決済会社としての登録を行う場合又は前項の規定によりその登録を抹消する場合には、発行者(発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人) 機構加入者及び資金決済会社に対し、当該資金決済会社の名称及びその登録の日又は抹消の日を通知する。

9 機構は、第7項の規定により資金決済会社としての登録を抹消した場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

法に改善が必要と認めるときは、当該支払代理人に対し、機構の振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた支払代理人は、速やかに機構に対し、書面により業務方法の改善のための報告を行わなければならない。

(資金決済会社)

第15条 (略)

(新設)

2 (略)

3 機構は、DVP決済を円滑に行うために必要と認めるときは、資金決済会社に対し、当該資金決済会社が日銀ネットを利用して行った短期社債等又は一般債の資金決済に関し問合せを行う。

4・5 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(日銀ネット資金決済会社)

第15条の2 (略)

2 機構は、前項の登録を行った日銀ネット資金決済会社の名称を公表する。

3 (略)

4 機構は、DVP決済を円滑に行うために必要と認めるときは、日銀ネット資金決済会社に対し、当該日銀ネット資金決済会社が日銀ネットを利用して行う投資信託受益権の資金決済に関し問合せを行うことができる。

5・6 (略)

7 日銀ネット資金決済会社は、日銀ネット資金決済会社としての登録の抹消を受けようとする場合には、規則で定める方法により、機構に対し、その旨の申出をしなければならない。この場合において、機構は、日銀ネット資金決済会社としての登録の抹消を行う。

8 機構は、第1項の規定により日銀ネット資金決済会社としての登録を行う場合又は前項の規定によりその登録を抹消する場合には、発行者、機構加入者、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、当該日銀ネット資金決済会社の名称及びその登録の日又は抹消の日を通知する。

(受託会社)

第15条の3 (略)

2 機構は、前項の登録を行った受託会社の名称を公表する。

3 機構は、必要と認めるときは、受託会社に対し、当該受託会社が行う新規記録に係る業務に関し問合せを行うことができる。

4 (略)

(機構加入者口座の開設)

第16条 (略)

2 (略)

3 機構加入者口座の開設を受けようとする

(日銀ネット資金決済会社)

第15条の2 (略)

(新設)

2 (略)

3 機構は、DVP決済を円滑に行うために必要と認めるときは、日銀ネット資金決済会社に対し、当該日銀ネット資金決済会社が日銀ネットを利用して行った投資信託受益権の資金決済に関し問合せを行う。

4・5 (略)

(新設)

(新設)

(受託会社)

第15条の3 (略)

(新設)

2 機構は、必要と認めるときは、受託会社に対し、当該受託会社が行った新規記録に係る業務に関し問合せを行う。

3 (略)

(機構加入者口座の開設)

第16条 (略)

2 (略)

3 機構加入者口座の開設を受けようとする

者は、機構に対し、当該者の登記事項証明書その他の規則で定める書類を提出しなければならない。この場合において、機構は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）に規定する方法により、本人であることの確認を行う。

4 機構は、機構加入者口座の開設を認めた場合には、遅滞なく当該機構加入者口座の開設を受ける者に対し、その開設の日を通知する。

5 機構は、機構加入者口座を開設する場合には、あらかじめ発行者（発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人。以下この章において同じ。）、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、当該機構加入者口座の開設を受ける者の名称及びその開設の日を通知する。

6 機構は、第 2 項の口座の開設を行った機構加入者の名称を公表する。

7 （略）

（機構加入者口座の廃止）

第 20 条 機構加入者は、規則で定めるところにより、機構に対し、口座の廃止を申請することができる。この場合において、当該申請は、その廃止の日として希望する日の 1 か月前までにしなければならない。

2 ~ 4 （略）

5 機構は、機構加入者口座を廃止する場合には、あらかじめ当該機構加入者に対し、その廃止の日を通知する。

6 （略）

7 機構加入者は、機構に対し、区分口座ごとに、その廃止を申請することができる。この場合における手続は、機構加入者口座の廃止に関する手続に準じて行うものとする。

（機構加入者に対する処分）

者は、機構に対し、当該者の登記事項証明書その他規則で定める書類を提出しなければならない。

4 機構は、機構加入者口座の開設を認めた場合には、当該機構加入者口座の開設を受ける者に対し、その開設の日を通知する。

5 機構は、機構加入者口座を開設する場合には、発行者（発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人。以下この章において同じ。）、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、当該機構加入者口座の開設を受ける者の名称及びその開設の日を通知する。

（新設）

6 （略）

（機構加入者口座の廃止）

第 20 条 機構加入者は、規則で定めるところにより、機構に対し、口座の廃止を申請することができる。当該申請は、その廃止の日として希望する日の 1 か月前までにしなければならない。

2 ~ 4 （略）

5 機構は、機構加入者口座を廃止する場合には、当該機構加入者に対し、その廃止の日を通知する。

6 （略）

（新設）

（機構加入者に対する処分）

第 21 条 機構は、機構加入者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該機構加入者に釈明の機会を与えたうえ、取締役会の決議に基づき、当該機構加入者の機構加入者口座の廃止又は戒告の処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、社債等振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合

2～4 (略)

(機構加入者に対する業務改善の勧告)

第 22 条 機構は、機構加入者が前条第 1 項各号に掲げる場合に該当し、当該機構加入者の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該機構加入者に対し、社債等振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた機構加入者は、速やかに機構に対し、書面により業務方法の改善のための報告を行わなければならない。

(口座管理機関における口座開設の審査)

第 24 条 (略)

2 (略)

3 第 1 項に規定する場合において、口座管理機関は、当該申請者について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定する方法により、本人であることの確認を行わなければならない。

4 (略)

(加入者との契約)

第 26 条 口座管理機関は、第 24 条の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結する。

(1)～(4) (略)

第 21 条 機構は、機構加入者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該機構加入者に釈明の機会を与えたうえ、取締役会の決議に基づき、当該機構加入者の機構加入者口座の廃止又は戒告の処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、機構の振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合

2～4 (略)

(機構加入者に対する業務改善の勧告)

第 22 条 機構は、機構加入者が前条第 1 項各号に掲げる場合に該当し、当該機構加入者の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該機構加入者に対し、機構の振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた機構加入者は、速やかに機構に対し、書面により業務方法の改善のための報告を行わなければならない。

(口座管理機関における口座開設の審査)

第 24 条 (略)

2 (略)

3 第 1 項に規定する場合において、口座管理機関は、当該申請者について、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号)に規定する方法により、本人であることの確認を行わなければならない。

4 (略)

(加入者との契約)

第 26 条 口座管理機関は、第 24 条の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結する。

(1)～(4) (略)

(5) 当該口座管理機関(法第44条第1項第13号に掲げる者を除く。)が、法第11条第2項に規定する加入者に対して、当該加入者の上位機関が当該加入者に対して負う法第80条第2項又は第81条第2項(これらの規定を法第113条、第115条、第117条、第118条、第120条、第121条及び第127条において準用する場合を含む。)に規定する義務の全部の履行を連帯して保証すること。

(6)・(7) (略)

2～5 (略)

(間接口座管理機関の承認)

第27条 (略)

2 前項の申請において、申請者は、機構に対し当該者の登記事項証明書その他の規則で定める書類を提出しなければならない。

3～6 (略)

7 機構は、第3項の規定により承認を行った間接口座管理機関の名称を公表する。

(間接口座管理機関の承認の取消し)

第30条 (略)

2～4 (略)

5 機構は、間接口座管理機関に係る承認を取り消す場合には、あらかじめ当該間接口座管理機関に対し、その取消しの日を通知する。

6 機構は、間接口座管理機関に係る承認を取り消す場合には、あらかじめ発行者、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、当該間接口座管理機関の名称及びその取消しの日を通知する。

(5) 当該口座管理機関(法第44条第1項第13号に掲げる者を除く。)が、法第11条第2項に規定する加入者に対して、当該加入者の上位機関が当該加入者に対して負う法第80条第2項又は第81条第2項に規定する義務の全部の履行を連帯して保証すること。

(6)・(7) (略)

2～5 (略)

(間接口座管理機関の承認)

第27条 (略)

2 前項の申請において、申請者は、機構に対し当該者の登記事項証明書を提出するとともに、振替口座簿を作成し、これを備えること並びにこの規程及び規則その他機構が必要であると定める事項を遵守する旨を記載した所定の書面を承認申請書に添付しなければならない。

3～6 (略)

(新設)

(間接口座管理機関の承認の取消し)

第30条 (略)

2～4 (略)

5 機構は、間接口座管理機関に係る承認を取り消す場合には、当該間接口座管理機関に対し、その取消しの日を通知する。

6 機構は、間接口座管理機関に係る承認を取り消す場合には、発行者、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、当該間接口座管理機関の名称及びその取消しの日を通知する。

(間接口座管理機関が法令等に違反した場合の措置)

第 31 条 機構は、間接口座管理機関が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該間接口座管理機関に釈明の機会を与え、取締役会の決議に基づき、当該間接口座管理機関の承認の取消し又は戒告の処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、社債等振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合

2・3 (略)

4 機構は、第 1 項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

(間接口座管理機関に対する業務改善の勧告)

第 32 条 機構は、間接口座管理機関が前条第 1 項各号に掲げる場合に該当し、当該間接口座管理機関の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該間接口座管理機関に対し、社債等振替業に係る業務方法の改善の勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた間接口座管理機関は、速やかに機構に対し、書面により業務方法の改善のための報告を行わなければならない。

(新規記録)

第 42 条 (略)

2 (略)

3 前 2 項に規定する増額の記録又は記載において、第 37 条第 1 項第 2 号口に規定する口座が信託口である場合は、第 37 条の通知には、政令第 8 条(政令第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条及び第 27 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託口を開設している振替機関等は、法第 68 条第 3 項第 5

(間接口座管理機関が法令等に違反した場合の措置)

第 31 条 機構は、間接口座管理機関が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該間接口座管理機関に釈明の機会を与え、取締役会の決議に基づき、当該間接口座管理機関の承認の取消し又は戒告の処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、機構の振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合

2・3 (略)

4 機構は、第 1 項に規定する処分を行った場合は、遅滞なく、その旨を公表する。

(間接口座管理機関に対する業務改善の勧告)

第 32 条 機構は、間接口座管理機関が前条第 1 項各号に掲げる場合に該当し、当該間接口座管理機関の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該間接口座管理機関に対し、機構の振替業に係る業務方法の改善の勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた間接口座管理機関は、速やかに機構に対し、書面により業務方法の改善のための報告を行わなければならない。

(新規記録)

第 42 条 (略)

2 (略)

3 前 2 項に規定する増額の記録又は記載において、第 37 条第 1 項第 2 号口に規定する口座が信託口である場合は、第 37 条の通知には、政令第 8 条の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託口を開設している振替機関等は、法第 68 条第 3 項第 5 号に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。

号(法第115条、第117条、第118条、第120条及び第127条において準用する場合を含む。)に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。

4 (略)

(振替手続)

第43条 (略)

2～8 (略)

9 第4項から前項までに規定する増額の記録又は記載において、振替先口座が信託口である場合は、第1項の振替申請には、政令第8条(政令第17条、第19条、第21条、第23条及び第27条において準用する場合を含む。)の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託口を開設している振替機関等は、法第68条第3項第5号(法第115条、第117条、第118条、第120条及び第127条において準用する場合を含む。)に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。

10 (略)

(DVP決済に係る振替記録)

第49条 (略)

2 前項の規定により増額の記録を受けた口座が、振替先口座であって、かつ、信託口である場合は、第43条第1項の振替申請には、政令第8条(政令第17条、第19条、第21条、第23条及び第27条において準用する場合を含む。)の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において機構は、法第68条第3項第5号(法第115条、第117条、第118条、第120条及び第127条において準用する場合を含む。)に規定する事項を振替口座簿に記録する。

(新規記録)

4 (略)

(振替手続)

第43条 (略)

2～8 (略)

9 第4項から前項までに規定する増額の記録又は記載において、振替先口座が信託口である場合は、第1項の振替申請には、政令第8条の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託口を開設している振替機関等は、法第68条第3項第5号に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。

10 (略)

(DVP決済に係る振替記録)

第49条 (略)

2 前項の規定により増額の記録を受けた口座が、振替先口座であって、かつ、信託口である場合は、第43条第1項の振替申請には、政令第8条の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において機構は、法第68条第3項第5号に規定する事項を振替口座簿に記録する。

(新規記録)

第 58 条の 13 (略)

2 (略)

3 前 2 項に規定する増額の記録又は記載において、第 58 条の 8 第 1 項第 2 号に規定する口座が信託口である場合は、第 58 条の 8 第 1 項の通知には、政令第 8 条(政令第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条及び第 27 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託口を開設している振替機関等は、法第 68 条第 3 項第 5 号(法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条及び第 127 条において準用する場合を含む。)に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。

4 (略)

(振替手続)

第 58 条の 14 (略)

2 ~ 8 (略)

9 第 4 項から前項までに規定する増額の記録又は記載において、振替先口座が信託口である場合は、第 1 項の振替申請には、政令第 8 条(政令第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条及び第 27 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託口を開設している振替機関等は、法第 68 条第 3 項第 5 号(法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条及び第 127 条において準用する場合を含む。)に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。

10 (略)

(DVP 決済に係る振替記録)

第 58 条の 21 (略)

2 前項の規定により増額の記録を受けた口座が、振替先口座であって、かつ、信託口

第 58 条の 13 (略)

2 (略)

3 前 2 項に規定する増額の記録又は記載において、第 58 条の 8 第 1 項第 2 号に規定する口座が信託口である場合は、第 58 条の 8 第 1 項の通知には、政令第 8 条の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託口を開設している振替機関等は、法第 68 条第 3 項第 5 号に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。

4 (略)

(振替手続)

第 58 条の 14 (略)

2 ~ 8 (略)

9 第 4 項から前項までに規定する増額の記録又は記載において、振替先口座が信託口である場合は、第 1 項の振替申請には、政令第 8 条の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託口を開設している振替機関等は、法第 68 条第 3 項第 5 号に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。

10 (略)

(DVP 決済に係る振替記録)

第 58 条の 21 (略)

2 前項の規定により増額の記録を受けた口座が、振替先口座であって、かつ、信託口

である場合は、第 58 条の 14 第 1 項の振替申請には、政令第 8 条（政令第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条及び第 27 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において機構は、法第 68 条第 3 項第 5 号（法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条及び第 127 条において準用する場合を含む。）に規定する事項を振替口座簿に記録する。

（機構の消却義務の履行に関する事項）

第 60 条 法第 77 条（法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条、第 121 条及び第 127 条において準用する場合を含む。）に規定する権利の取得があった銘柄の社債等につき、加入者の有する当該銘柄の社債等の総額が当該銘柄の社債等の発行総額（償還済みの額を除く。）を超えることとなる場合において、第 1 号の合計額が第 2 号の発行総額を超えるときは、機構は、自己の計算において、その超過額（第 1 号の合計額から第 2 号の発行総額を控除した額をいう。）に相当する額の社債等を取得する。

(1)・(2) （略）

2 前項第 1 号に規定する金額は、同号に規定する口座における増額又は減額の記録であって当該記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、法第 77 条（法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条、第 121 条及び第 127 条において準用する場合を含む。）の規定により当該記録に係る金額の社債等を取得した者のないことが証明されたときは、当該記録がなかったとした場合の金額とする。

3 （略）

である場合は、第 58 条の 14 第 1 項の振替申請には、政令第 8 条の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において機構は、法第 68 条第 3 項第 5 号に規定する事項を振替口座簿に記録する。

（機構の消却義務の履行に関する事項）

第 60 条 法第 77 条に規定する権利の取得があった銘柄の社債等につき、加入者の有する当該銘柄の社債等の総額が当該銘柄の社債等の発行総額（償還済みの額を除く。）を超えることとなる場合において、第 1 号の合計額が第 2 号の発行総額を超えるときは、機構は、自己の計算において、その超過額（第 1 号の合計額から第 2 号の発行総額を控除した額をいう。）に相当する額の社債等を取得する。

(1)・(2) （略）

2 前項第 1 号に規定する金額は、同号に規定する口座における増額又は減額の記録であって当該記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、法第 77 条の規定により当該記録に係る金額の社債等を取得した者のないことが証明されたときは、当該記録がなかったとした場合の金額とする。

3 （略）

(口座管理機関の消却義務の履行に関する事項)

第 62 条 法第 77 条(法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条、第 121 条及び第 127 条において準用する場合を含む。)に規定する権利の取得があった銘柄の社債等につき、加入者の有する当該銘柄の社債等の総額が当該銘柄の社債等の発行総額(償還済みの額を除く。)を超えることとなる場合において、第 1 号の合計額が第 2 号の金額を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過額(第 1 号の合計額から第 2 号の金額を控除した額をいう。)に相当する額の当該銘柄の社債等について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。

(1)・(2) (略)

2 ~ 5 (略)

第 11 章 雑則

(一般債における証明書の取扱い等)

第 68 条の 2 加入者は、法第 86 条第 3 項(法第 115 条、第 117 条及び第 118 条において準用する場合を含む。)本文の規定により、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己口に記録又は記載されている一般債について法第 68 条第 3 項各号(法第 115 条、第 117 条及び第 118 条において準用する場合を含む。))に掲げる事項を証明した書面(以下「証明書」という。)の交付を請求することができる。ただし、当該一般債について、既に証明書の交付を受けた者であって、当該証明書を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。

2・3 (略)

4 間接口座管理機関は、加入者に証明書の交付を行った場合には、直ちに、当該間接

(口座管理機関の消却義務の履行に関する事項)

第 62 条 法第 77 条に規定する権利の取得があった銘柄の社債等につき、加入者の有する当該銘柄の社債等の総額が当該銘柄の社債等の発行総額(償還済みの額を除く。)を超えることとなる場合において、第 1 号の合計額が第 2 号の金額を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過額(第 1 号の合計額から第 2 号の金額を控除した額をいう。)に相当する額の当該銘柄の社債等について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。

(1)・(2) (略)

2 ~ 5 (略)

第 11 章 雑則

(一般債における証明書の取扱い)

第 68 条の 2 加入者は、法第 86 条第 3 項本文の規定により、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己口に記録又は記載されている一般債について法第 68 条第 3 項各号に掲げる事項を証明した書面(以下「証明書」という。)の交付を請求することができる。ただし、当該一般債について、既に証明書の交付を受けた者であって、当該証明書を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。

2・3 (略)

4 間接口座管理機関は、加入者に証明書の交付を行った場合には、当該間接口座管理

口座管理機関の直近上位機関に対し、その旨並びに当該証明書の対象となった一般債の銘柄及び金額を通知しなければならない。

5 前項の通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合には、直ちに、その直近上位機関に対して、前項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。当該通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。

6 機構加入者は、加入者に証明書の交付を行った場合又は前 2 項の通知を受けた場合には、直ちに、機構に対し、その旨、当該証明書又は通知の対象となった一般債の銘柄及び金額並びに当該一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座を書面により通知しなければならない。

7 前 3 項の規定は、加入者から証明書の返還が行われた場合について準用する。この場合において、「加入者に証明書の交付を行った場合」とあるのは「加入者から証明書の返還が行われた場合」と読み替えるものとする。

8 機構は、機構加入者に証明書の交付を行う場合又は機構加入者から第 6 項の通知を受けた場合には、当該証明書又は通知の対象となった一般債の銘柄及び金額並びに当該一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座について、振替、抹消及び償還金（繰上償還金を含む。）の支払いが行われないようにするために必要な措置を行うとともに、当該一般債の銘柄の支払代理人に対し、当該証明書又は通知に係る内容を書面により通知する。

9 機構は、機構加入者から証明書の返還が行われた場合又は第 7 項において読み替えて準用する第 6 項の通知を受けた場合に

機関の直近上位機関に対し、その旨並びに当該証明書の対象となった一般債の銘柄及び金額を通知しなければならない。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。

(新設)

5 機構加入者は、加入者に証明書の交付を行った場合又は前項の通知を受けた場合には、機構に対し、その旨、当該証明書の対象となった一般債の銘柄及び金額並びに当該一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座を書面により通知しなければならない。

6 前 2 項の規定は、加入者から証明書の返還が行われた場合について準用する。

7 機構は、機構加入者から前 2 項に規定する通知を受けた場合には、発行者の支払代理人に対し、その内容を書面により通知する。

(新設)

は、前項の措置を解除するために必要な措置を行うとともに、当該証明書又は通知の対象となった一般債の銘柄の支払代理人に対し、当該証明書又は通知に係る内容を書面により通知する。

(社債等の内容の提供)

第 69 条 機構は社債等の発行者から、社債等の払込みに関する通知(当該社債等が投資信託受益権の場合にあっては、信託設定に伴う通知)を受けた場合には、法第 87 条(法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条、第 121 条及び第 127 条において準用する場合を含む。)に基づき、規則で定める方法により当該社債等に関する内容を提供する。

(差押え等の取扱い)

第 70 条の 2 間接口座管理機関は、その備える振替口座簿の自己口に記録又は記載されている社債等について差押命令等による処分の制限に関する通知の送達を受けた場合(当該社債等が投資信託受益権の場合にあっては、第 5 項に規定する機構が行う措置が明らかに不要なときを除く。)には、直ちに、当該間接口座管理機関の直近上位機関に対し、その旨並びに当該送達を受けた通知の対象となった社債等の銘柄及び金額又は口数を通知しなければならない。

2 間接口座管理機関から前項の通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合には、直ちに、その直近上位機関に対して、前項の規定により間接口座管理機関から通知を受けた事項を通知しなければならない。当該通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。

3 機構加入者は、その備える振替口座簿の自己口に記録又は記載されている社債等に

(社債等の内容の公示)

第 69 条 機構は社債等の発行者から、社債等の払込みに関する通知を受けた場合には、法第 87 条に基づき、規則で定める方法により当該社債等に関する内容を公示する。

(差押え等に関する口座管理機関からの通知)

第 70 条の 2 間接口座管理機関は、その備える振替口座簿の自己口に記録又は記載されている社債等について差押命令等による処分の制限に関する通知の送達を受けた場合には、当該間接口座管理機関の直近上位機関に対し、その旨並びに当該社債等の銘柄及び金額又は口数を通知しなければならない。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。

(新設)

2 機構加入者は、その備える振替口座簿の自己口に記録又は記載されている社債等に

ついて差押命令等による処分の制限に関する通知の送達を受けた場合（当該社債等が投資信託受益権の場合にあっては、第5項に規定する機構が行う措置が明らかに不要なときを除く。）又は前2項の通知を受けた場合には、直ちに、機構に対し、その旨、当該送達を受けた通知又は前2項の通知の対象となった社債等の銘柄及び金額又は口数並びに当該社債等の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座を書面により通知しなければならない。

4 前3項の規定は、差押命令等の申立ての取下げ又は取消等に関する通知の送達を受けた場合について準用する。この場合において、「差押命令等による処分の制限に関する通知の送達を受けた場合」とあるのは「差押命令等の申立ての取下げ又は取消等に関する通知の送達を受けた場合」と読み替えるものとする。

5 機構は、その備える振替口座簿の自己口に記録されている社債等について差押命令等による処分の制限に関する通知の送達を受けた場合又は機構加入者から第3項の通知を受けた場合には、当該送達を受けた通知又は第3項の通知の対象となった社債等の銘柄及び金額又は口数並びに当該社債等の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座について、振替及び抹消（当該銘柄が短期社債等である場合には償還金の支払いを含み、一般債である場合には償還金（繰上償還金及び定時償還金を含む。）及び利金の支払いを含む。）が行われないようにするために必要な措置を行うとともに、当該銘柄が一般債であるときは、当該銘柄の支払代理人に対し、当該送達を受けた通知又は第3項の通知に係る内容を書面により通知する。

6 機構は、その備える振替口座簿の自己口に記録されている社債等について差押命令等の申立ての取下げ若しくは取消等に関する

ついて差押命令等による処分の制限に関する通知の送達を受けた場合又は前項の通知を受けた場合には、機構に対し、その旨、当該社債等の銘柄及び金額又は口数並びに当該社債等の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座を書面により通知しなければならない。

3 前2項の規定は、差押命令等の申立ての取下げ又は取消等に関する通知の送達を受けた場合について準用する。

4 機構は、前2項に規定する通知に係る社債等の銘柄が一般債である場合には、当該銘柄の発行者の支払代理人に対し、その内容を書面により通知する。

（新設）

る通知の送達を受けた場合又は第 4 項において読み替えて準用する第 3 項の通知を受けた場合には、前項の措置を解除するために必要な措置を行うとともに、当該送達を受けた通知又は第 4 項において読み替えて準用する第 3 項の通知の対象となった銘柄が一般債であるときは、当該の銘柄の支払代理人に対し、当該送達を受けた通知又は第 4 項において読み替えて準用する第 3 項の通知に係る内容を書面により通知する。

(報告及び調査)

第 71 条 (略)

2 (略)

3 機構は、社債等振替業の適正な運営を確保するために必要かつ適当であると認める場合には、その理由を示して、発行者（発行代理人及び支払代理人を含む。以下この章において同じ。）、機構加入者、間接口座管理機関及び受託会社に対し、社債等振替業に関し必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

4 (略)

(業務の一部委託)

第 72 条 機構は、社債等振替業を運営するために必要があると認める場合には、主務大臣の承認を受けて、その業務の一部を他の者に委託することができる。

(削る)

(免責)

第 73 条 機構は、この規程及び第 75 条の規定により機構が定めた事項に基づく発行者、機構加入者及び受託会社からの申請、通知等に従って処理した事項により生じた

(報告及び調査)

第 71 条 (略)

2 (略)

3 機構は、機構の振替業の適正な運営を確保するために必要かつ適当であると認める場合には、その理由を示して、発行者（発行代理人及び支払代理人を含む。以下この章において同じ。）、機構加入者、間接口座管理機関及び受託会社に対し、機構の振替業に関し必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

4 (略)

(業務の一部委託)

第 72 条 機構は、機構の振替業を運営するために必要があると認める場合には、主務大臣の承認を受けて、その業務の一部を他の者に委託することができる。

2 前項の場合において、機構は、委託しようとする業務を適正、確実に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する法人の中から委託先を選定する。

(免責)

第 73 条 機構は、この規程及び第 75 条の規定により機構が定めた事項に基づく発行者、機構加入者及び受託会社からの申請、通知等に従って相当の注意をもって処理し

<p>損害については、<u>機構に故意又は重大な過失が認められる場合を除き、責任を負わない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>規程等の改正</u>)</p> <p><u>第 77 条 機構は、社債等振替制度の円滑な運営を図るために必要があると認める場合には、金融庁長官及び法務大臣の認可を受けて、この規程(加入者保護信託に係る規定を除く。)を改正することができる。</u></p> <p>2 <u>機構は、社債等振替制度の円滑な運営を図るために必要があると認める場合には、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣の認可を受けて、この規程(加入者保護信託に係る規定に限る。)を改正することができる。</u></p> <p>3 <u>機構は、社債等振替制度の円滑な運営を図るために必要があると認める場合には、第 75 条に基づき定める規則又は講ずる必要な措置を改正することができる。</u></p> <p>(<u>準拠法及び合意管轄</u>)</p> <p><u>第 78 条 (略)</u></p>	<p>た事項により生じた損害については、責任を負わない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>(<u>準拠法及び合意管轄</u>)</p> <p><u>第 77 条 (略)</u></p>
--	---

2 社債等に関する業務規程の一部を改正する件(平成 18 年 1 月 10 日)

新	旧
<p>附 則</p> <p>(<u>一般債の特例</u>)</p> <p>第 2 条 <u>特例一般債(法附則第 10 条に規定する特例社債、法附則第 27 条第 1 項に規定する特例地方債、法附則第 28 条第 1 項に規定する特例投資法人債、法附則第 29 条第 1 項に規定する特例社債、法附則第 30 条第 1 項に規定する特例特定社債、法附則第 31 条第 1 項に規定する特例特別法人債及び法附則第 36 条第 1 項に規定する特例外債のうちこの改正規定による改正後の業務規程(以下「規程」という。)第 8 条の 2 第 2 項(第 2</u></p>	<p>附 則</p> <p>(<u>一般債の特例</u>)</p> <p>第 2 条 <u>特例一般債(法附則第 10 条に規定する特例社債、法附則第 27 条に規定する特例地方債、法附則第 28 条に規定する特例投資法人債、法附則第 29 条に規定する特例社債、法附則第 30 条に規定する特例特定社債、法附則第 31 条に規定する特例特別法人債及び法附則第 36 条に規定する特例外債のうちこの改正規定による改正後の業務規程(以下「規程」という。)第 8 条の 2 第 2 項(第 2 号から第 4 号までを除く。)に掲げる要件に</u></p>

号から第4号までを除く。)に掲げる要件に該当し、各社債の金額が1000通貨単位以上1000通貨単位刻みであり、規程第8条の2第2項第4号に掲げる方法又は定時償還の方法によらず特定の利払期日に発行総額の一部を償還する方法により償還が行われるものをいう。以下同じ。)のうち機構が法第13条第1項の規定に基づき特例一般債の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録又は記載がされたものについては、一般債とみなして、規程の規定(第8条から第8条の3まで、第11条、第12条第5項及び第6項、第12条の2、第15条の2、第15条の3、第26条第2項及び第5項、第6章、第58条の6、第58条の8から第58条の13まで、第6章の3、第62条の2、第68条第5項及び第6項並びに第69条を除く。)を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句とするものとする。

読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句
(略)		

(特例一般債に係る振替受入簿の記録又は記載の申請)

第5条 特例一般債(機構が法第13条第1項の規定に基づき特例一般債の発行者の同意を得たものに限る。以下同じ。)についての権利を有する加入者(以下「特例加入者」という。)は、その有する特例一般債について、機構に対し、振替受入簿の記録又は記載の申請をすることができる。当該申請においては、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特例一般債の登録機関(証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成14

該当し、各社債の金額が1000通貨単位以上1000通貨単位刻みであり、規程第8条の2第2項第4号に掲げる方法又は定時償還の方法によらず特定の利払期日に発行総額の一部を償還する方法により償還が行われるものをいう。以下同じ。)のうち機構が法第13条第1項の規定に基づき特例一般債の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録又は記載がされたものについては、一般債とみなして、規程の規定(第8条から第8条の3まで、第11条、第12条第5項及び第6項、第12条の2、第15条の2、第15条の3、第26条第2項及び第5項、第6章、第58条の6、第58条の8から第58条の13まで、第6章の3、第62条の2、第68条第5項及び第6項並びに第69条を除く。)を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句とするものとする。

読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句
(略)		

(特例一般債に係る振替受入簿の記録又は記載の申請)

第5条 特例一般債(機構が法第13条第1項の規定に基づき特例一般債の発行者の同意を得たものに限る。以下同じ。)についての権利を有する加入者(以下「特例加入者」という。)は、その有する特例一般債について、機構に対し、振替受入簿の記録又は記載の申請をすることができる。当該申請においては、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特例一般債の登録機関(社債等登録法(昭和17年法律第11号)第2条に規定する登録機関をいう。以下同じ。)の名称

年法律第 65 号)附則第 3 条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 3 条の規定による廃止前の社債等登録法(昭和 17 年法律第 11 号)第 2 条に規定する登録機関をいう。以下同じ。)の名称(同法第 3 条第 1 項の規定により登録されているもの(処分の制限に係る登録、質権(転質の場合を含む。)の設定の登録又は担保権の登録がされているものを除く。以下「登録債」という。)である場合に限る。)

(5)・(6) (略)

2 前項の申請をする特例加入者は、機構に対し、当該申請に係る特例一般債の社債券(弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。)を提出しなければならない。ただし、当該特例一般債が登録債である場合には、当該特例一般債に係る法附則第 14 条第 3 項(法附則第 27 条第 2 項、第 28 条第 2 項、第 29 条第 2 項、第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項及び第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する証明をもって、社債券の提出に代えることができる。

3 (略)

(特例一般債に係る振替口座簿への記録又は記載及び通知)

第 8 条 (略)

2・3 (略)

4 前 3 項に規定する増額の記録又は記載において、特例加入者の口座が信託口である場合は、附則第 5 条第 1 項の申請には、政令第 8 条(政令第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条及び第 27 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託口を開設している振替機関等は、法第 68 条第 3 項第 5 号(法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第

(同法第 3 条第 1 項の規定により登録されているもの(処分の制限に係る登録、質権(転質の場合を含む。)の設定の登録又は担保権の登録がされているものを除く。以下「登録債」という。)である場合に限る。)

(5)・(6) (略)

2 前項の申請をする特例加入者は、機構に対し、当該申請に係る特例一般債の社債券(弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。)を提出しなければならない。ただし、当該特例一般債が登録債である場合には、当該特例一般債に係る法附則第 14 条第 3 項に規定する証明をもって、社債券の提出に代えることができる。

3 (略)

(特例一般債に係る振替口座簿への記録又は記載及び通知)

第 8 条 (略)

2・3 (略)

4 前 3 項に規定する増額の記録又は記載において、特例加入者の口座が信託口である場合は、附則第 5 条第 1 項の申請には、政令第 8 条の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託口を開設している振替機関等は、法第 68 条第 3 項第 5 号に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。

<p>118条、第120条及び第127条において準用する場合を含む。)に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。</p> <p>(特例一般債の内容の提供)</p> <p>第10条 機構は特例一般債の発行者から、附則第3条において準用する規程第58条の6の通知を受けた場合には、法附則第17条第2項(法附則第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項及び第36条第2項において準用する場合を含む。)で準用する法第87条に基づき、規則で定める方法により当該特例一般債に関する内容を提供する。</p> <p>(特例一般債に係る発行者の同意に関する公告)</p> <p>第11条 機構は、前条の提供をもって、法附則第18条(法附則第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項及び第36条第2項において準用する場合を含む。)に基づく特例一般債に係る発行者の同意に関する公告を行ったものとして取り扱う。</p>	<p>(特例一般債の内容の公示)</p> <p>第10条 機構は特例一般債の発行者から、附則第3条において準用する規程第58条の6の通知を受けた場合には、法附則第17条で準用する法第87条に基づき、規則で定める方法により当該特例一般債に関する内容を公示する。</p> <p>(特例一般債に係る発行者の同意に関する公告)</p> <p>第11条 機構は、前条の公示をもって、法附則第18条に基づく特例一般債に係る発行者の同意に関する公告を行ったものとして取り扱う。</p>
---	---

3 社債等に関する業務規程の一部を改正する件(平成19年1月4日)

新	旧
<p>附 則</p> <p>(投資信託受益権の特例)</p> <p>第2条 特例投資信託受益権(法附則第32条第1項に規定する投資信託の受益権(投資信託契約において分割又は併合の定めのあるものを除く。)のうちこの改正規定による改正後の業務規程(以下「規程」という。))第8条の3第2項に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)のうち機構が法第13条第1項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものであ</p>	<p>附 則</p> <p>(投資信託受益権の特例)</p> <p>第2条 特例投資信託受益権(法附則第32条に規定する投資信託の受益権(投資信託契約において分割又は併合の定めのあるものを除く。)のうちこの改正規定による改正後の業務規程(以下「規程」という。))第8条の3第2項に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)のうち機構が法第13条第1項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものであって、</p>

て、振替受入簿に記録又は記載がされたものについては、投資信託受益権とみなして、この規程の規定（第 8 条から第 8 条の 3 まで、第 11 条、第 12 条第 1 項、第 13 条から第 15 条まで、第 26 条第 2 項から第 4 項まで、第 6 章、第 6 章の 2、第 58 条の 36、第 68 条の 2 及び第 69 条を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句とするものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		

(特例投資信託受益権に係る振替口座簿への記録又は記載及び通知)

第 8 条 (略)

2・3 (略)

4 前 3 項に規定する増加の記録又は記載において、特例加入者の口座が信託口である場合は、附則第 5 条第 1 項の申請には、政令第 24 条で読み替えて準用する政令第 8 条の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託口を開設している振替機関等は、法第 121 条で読み替えて準用する法第 68 条第 3 項第 5 号に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。

(特例投資信託受益権の内容の提供)

第 10 条 機構は特例投資信託受益権の発行者から、附則第 3 条において準用する規程第 58 条の 36 の通知を受けた場合には、法附則第 32 条第 2 項において準用する法附則第 17 条第 2 項において準用する法第 87 条に基づき、規則で定める方法により当該特例投資信託受益権に関する内容を提供する。

振替受入簿に記録又は記載がされたものについては、投資信託受益権とみなして、この規程の規定(第 8 条から第 8 条の 3 まで、第 11 条、第 12 条第 1 項、第 13 条から第 15 条まで、第 26 条第 2 項から第 4 項まで、第 6 章、第 6 章の 2、第 58 条の 36、第 68 条の 2 及び第 69 条を除く。)を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句とするものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		

(特例投資信託受益権に係る振替口座簿への記録又は記載及び通知)

第 8 条 (略)

2・3 (略)

4 前 3 項に規定する増加の記録又は記載において、特例加入者の口座が信託口である場合は、附則第 5 条第 1 項の申請には、政令第 8 条の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託口を開設している振替機関等は、法第 121 条で読み替えて準用する法第 68 条第 3 項第 5 号に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。

(特例投資信託受益権の内容の公示)

第 10 条 機構は特例投資信託受益権の発行者から、附則第 3 条において準用する規程第 58 条の 36 の通知を受けた場合には、法附則第 32 条において準用する法附則第 17 条において準用する法第 87 条に基づき、規則で定める方法により当該特例投資信託受益権に関する内容を公示する。

(特例投資信託受益権に係る発行者の同意に関する公告)

第 11 条 機構は、特例投資信託受益権について法第 13 条第 1 項に基づく発行者の同意を得た場合には、法附則第 32 条第 2 項において準用する法附則第 18 条に基づき、規則で定める方法によりその旨を公告する。

(特例投資信託受益権に係る発行者の同意に関する公告)

第 11 条 機構は、特例投資信託受益権について法第 13 条第 1 項に基づく発行者の同意を得た場合には、法附則第 32 条において準用する法附則第 18 条に基づき、規則で定める方法によりその旨を公告する。

4 附 則

(施行期日)

第 1 条 この改正規定は、株式会社商工組合中央金庫法(平成 19 年法律第 74 号)附則第 1 条本文に規定する同法の施行の日(平成 20 年 10 月 1 日)から施行する。

(経過措置)

第 2 条 株式会社商工組合中央金庫法附則第 83 条の規定により法第 120 条に規定する特別法人債とみなされる短期商工債についてのこの規程の規定の適用については、第 8 条の 2 の規定にかかわらず、当該短期商工債を第 8 条に規定する短期社債等として取り扱う。

社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 社債等に関する業務規程施行規則（平成 15 年 1 月 10 日通知）（下線部分変更）

新	旧
第 1 章 <u>総則</u>	第 1 章 <u>総 則</u>
<p>（情報の提供方法）</p> <p>第 2 条 規程第 6 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2 前項各号に掲げる方法によるデータ授受の時間、<u>その制限及び規程第 6 条第 3 項に規定する通知等の日は</u>、別表 1 のデータの種別の区分に応じ、同表の時間及び備考欄に定めるところによる。</p> <p>（同意書）</p> <p>第 4 条 規程第 9 条第 1 項に規定する書面は、次の各号に掲げる事項を記載した所定の書面（以下「同意書」という。）とする。</p> <p>(1) 発行者は、その発行する社債等を、法に基づき<u>社債等振替業</u>において機構の定める日から取り扱うことについて同意すること。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 発行者は、機構が定める<u>社債等振替業</u>の業務処理の方法に従うこと。</p> <p>2 前項の同意書には、次に掲げる書類を添付するものとする。<u>ただし、機構がその添付を省略することができる</u>と認める場合には、<u>その添付を省略することができる</u>。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>3 前項第 3 号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 機構との間の<u>社債等振替業</u>に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名(短期社債等の発行者(第 2 条第 1 項各号に規定する方法により情報</p>	<p>（情報の提供方法）</p> <p>第 2 条 規程第 6 条に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2 前項各号に掲げる方法によるデータ授受の時間及び<u>その制限は</u>、別表 1 のデータの種別の区分に応じ、同表の時間及び備考欄に定めるところによる。</p> <p>（同意書）</p> <p>第 4 条 規程第 9 条第 1 項に規定する書面は、次の各号に掲げる事項を記載した所定の書面（以下「同意書」という。）とする。</p> <p>(1) 発行者は、その発行する社債等を、法に基づき<u>機構の振替業</u>において機構の定める日から取り扱うことについて同意すること。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 発行者は、機構が定める<u>機構の振替業</u>の業務処理の方法に従うこと。</p> <p>2 前項の同意書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>3 前項第 3 号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 機構との間の<u>振替業</u>に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名(短期社債等の発行者(第 2 条第 1 項各号に規定する方法により情報の授受</p>

の授受を行うための手続を行っていない者に限る。)及び一般債の発行者にあっては、業務担当者の役職名及び氏名に限る。)

(6) その他機構が社債等振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

4 (略)

(発行代理人の申請手続)

第4条の2 規程第13条第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。

(1) (略)

(2) 機構が定める社債等振替業の業務処理方法に従うこと。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、機構がその添付を省略することができると認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)～(3) (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) (略)

(5) 機構との間の社債等振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名

(6) その他機構が社債等振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

4 規程第13条第5項に規定する規則で定める方法は、所定の申請書を機構に提出する方法とする。

(支払代理人の申請手続)

第4条の3 規程第14条第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法と

を行うための手続を行っていない者に限る。)及び一般債の発行者にあっては、業務担当者の役職名及び氏名に限る。)

(6) その他機構が振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

4 (略)

(発行代理人の申請手続)

第4条の2 規程第13条第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。

(1) (略)

(2) 機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うこと。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1)～(3) (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) (略)

(5) 機構との間の振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名

(6) その他機構が振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

(新設)

(支払代理人の申請手続)

第4条の3 規程第14条第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法と

する。

- (1) (略)
- (2) 機構が定める社債等振替業の業務処理方法に従うこと。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、機構がその添付を省略することができると認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)～(3) (略)

- 3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) (略)

(5) 機構との間の社債等振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名

(6) その他機構が社債等振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

- 4 規程第14条第5項に規定する規則で定める方法は、所定の申請書を機構に提出する方法とする。

(資金決済会社の登録申請の手続)

第4条の4 規程第15条第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。

(1) (略)

(2) 機構が定める社債等振替業の業務処理方法に従うこと。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、機構がその添付を省略することができると認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)～(3) (略)

- 3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) (略)

(5) 機構との間の社債等振替業に係る業務

する。

- (1) (略)
- (2) 機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うこと。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1)～(3) (略)

- 3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) (略)

(5) 機構との間の振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名

(6) その他機構が振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

(新設)

(資金決済会社の登録申請の手続)

第4条の4 規程第15条第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。

(1) (略)

(2) 機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うこと。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1)～(3) (略)

- 3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) (略)

(5) 機構との間の振替業に係る業務の処理

の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名

- (6) その他機構が社債等振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

4 規程第 15 条第 7 項に規定する規則で定める方法は、所定の申請書を機構に提出する方法とする。

(日銀ネット資金決済会社の登録申請の手続)

第 4 条の 5 規程第 15 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。

- (1) (略)
(2) 機構が定める社債等振替業の業務処理方法に従うこと。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、機構がその添付を省略することができると認める場合には、その添付を省略することができる。

- (1)～(3) (略)

3 前項第 3 号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1)～(4) (略)
(5) 機構との間の社債等振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名

- (6) その他機構が社債等振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

4 規程第 15 条の 2 第 7 項に規定する規則で定める方法は、所定の申請書を機構に提出する方法とする。

(受託会社の登録申請の手続)

第 4 条の 6 規程第 15 条の 3 第 1 項に規定す

を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名

- (6) その他機構が振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

(新設)

(日銀ネット資金決済会社の登録申請の手続)

第 4 条の 5 規程第 15 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。

- (1) (略)
(2) 機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うこと。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1)～(3) (略)

3 前項第 3 号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1)～(4) (略)
(5) 機構との間の振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名

- (6) その他機構が振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

(新設)

(受託会社の登録申請の手続)

第 4 条の 6 規程第 15 条の 3 第 1 項に規定す

る規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。

(1) (略)

(2) 機構が定める社債等振替業の業務処理方法に従うこと。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、機構がその添付を省略することができると認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)～(3) (略)

3 前項第 3 号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) (略)

(5) 機構との間の社債等振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名

(6) その他機構が社債等振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

(機構加入者口座の開設申請の手続)

第 5 条 (略)

2 (略)

3 規程第 16 条第 3 項に規定する書類は、次に掲げる書類をいう。ただし、機構がその提出を省略することができると認める場合には、その提出を省略することができる。

(1) 登記事項証明書

(2) (略)

(3) 次に掲げる事項を記載した約諾書

イ (略)

ロ 機構が定める社債等振替業の業務処理方法に従うこと。

(4) (略)

4 前項第 4 号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) (略)

(5) 機構との間の社債等振替業に係る業務

る規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。

(1) (略)

(2) 機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うこと。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1)～(3) (略)

3 前項第 3 号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) (略)

(5) 機構との間の振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名

(6) その他機構が振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

(機構加入者口座の開設申請の手続)

第 5 条 (略)

2 (略)

3 規程第 16 条第 3 項に規定する書類は、次に掲げる書類をいう。

(新設)

(1) (略)

(2) 次に掲げる事項を記載した約諾書

イ (略)

ロ 機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うこと。

(3) (略)

4 前項第 3 号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) (略)

(5) 機構との間の振替業に係る業務の処理

の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名

(6) その他機構が社債等振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

5 規程第 16 条第 2 項第 4 号の規定にかかわらず、日本銀行が機構加入者口座の開設を申請する場合には、資金決済会社に係る届出を要しない。

6 規程第 16 条第 1 項の規定により投資信託受益権に係る口座の開設を受けようとする者が投資信託受益権の指定販売会社としての業務を行う場合には、第 3 項第 4 号に規定する書面において、その旨を届け出なければならない。

7 (略)

(口座管理機関における口座の開設申請の手続)

第 7 条 規程第 24 条第 2 項に規定する書類は、次に掲げる事項につき約諾する書面をいう。

(1) (略)

(2) 機構が定める社債等振替業の業務処理方法に従うこと。

(間接口座管理機関の承認申請の手続)

第 8 条 規程第 27 条第 1 項の規定による機構の承認を申請しようとする者は、所定の間接口座管理機関承認申請書を機構に提出しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名

(6) その他機構が振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

5 規程第 16 条第 2 項第 3 号の規定にかかわらず、日本銀行が機構加入者口座の開設を申請する場合には、資金決済会社に係る届出を要しない。

6 規程第 16 条第 1 項の規定により投資信託受益権に係る口座の開設を受けようとする者が投資信託受益権の指定販売会社としての業務を行う場合には、第 3 項第 3 号に規定する書面において、その旨を届け出なければならない。

7 (略)

(口座管理機関における口座の開設申請の手続)

第 7 条 規程第 24 条第 2 項に規定する書類は、次に掲げる事項につき約諾する書面をいう。

(1) (略)

(2) 機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うこと。

(間接口座管理機関の承認に関する事項)

第 8 条 規程第 27 条第 1 項の規定により機構の承認を申請する者は、次に掲げる書類を機構に提出しなければならない。ただし、第 3 号の書面にあっては、法第 44 条第 1 項第 13 号に掲げる者であって、かつ、直近上位機関から開設を受けようとする口座が一般債に係るものであることを明らかにした者に限り、提出することとする。

(1) 所定の間接口座管理機関承認申請書

(2) 代表者の印鑑証明書

(3) 財務状況を記載した所定の書面

(4) 機構に届出を要する事項を機構の定め

る様式により記載した書面

(新設)

2 規程第 27 条第 2 項に規定する書類は次に掲げる書類とする。ただし、第 2 号及び第 3 号に掲げる書類にあっては、機構がその提出を省略することができると認める場合には、その提出を省略することができることとし、第 4 号の書面にあっては、法第 44 条第 1 項第 13 号に掲げる者であって、かつ、直近上位機関から開設を受けようとする口座が一般債に係るものであることを明らかにした者に限り、提出することとする。

(1) 振替口座簿を作成し、これを備えること、規程及びこの規則並びに機構が講ずる必要な措置に従うこと並びに機構が定める社債等振替業の業務処理方法に従うことを記載した所定の書面

(2) 登記事項証明書

(3) 代表者の印鑑証明書

(4) 財務状況を記載した所定の書面

(5) 機構に届出を要する事項を機構の定める様式により記載した書面

3 前項第 5 号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) (略)

(5) 機構との間の社債等振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名

(6) その他機構が社債等振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

4 規程第 27 条第 1 項の規定により機構の承認を申請する者(直近上位機関から開設を受けようとする口座が投資信託受益権に係るものであることを明らかにした者に限る。)が投資信託受益権の指定販売会社としての業務を行う場合には、第 2 項第 5 号に規定する書面において、その旨を届け出なければならない。

5 (略)

2 前項第 4 号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) (略)

(5) 機構との間の振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名

(6) その他機構が振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

3 規程第 27 条第 1 項の規定により機構の承認を申請する者(直近上位機関から開設を受けようとする口座が投資信託受益権に係るものであることを明らかにした者に限る。)が投資信託受益権の指定販売会社としての業務を行う場合には、第 1 項第 4 号に規定する書面において、その旨を届け出なければならない。

4 (略)

(保証に係る手続)

第 10 条の 2 発行者は、規程第 37 条第 1 項の通知に係る銘柄の短期社債等に本邦の法令による保証が付される場合には、次に掲げる書類をあらかじめ機構に提出しなければならない。ただし、機構がその提出を省略することができると認める場合には、その提出を省略することができる。

(1)~(3) (略)

2・3 (略)

第 7 章 雑則

(社債等の内容の提供方法等)

第 30 条 機構が、規程第 69 条の規定により行う社債等の内容の提供は、政令第 14 条(政令第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条及び第 27 条において準用する場合を含む。)に定める方法により行う。

2 機構が、前項の規定により、短期社債等について提供する事項は、次に掲げるものをいう。

(1)~(6) (略)

3 (略)

4 機構が、第 1 項の規定により、一般債について提供する事項は、次に掲げるものをいう。

(1)~(24) (略)

5~9 (略)

10 機構が、第 1 項の規定により、投資信託受益権の内容について提供する事項は、次に掲げるものをいう。

(1)~(19) (略)

(振替口座簿の記録証明書等の申請手続)

第 31 条 規程第 70 条第 1 項に規定する規則で定める方法は、同項の請求をする者が同条第 3 項に規定する請求書として、所定の

(保証に係る手続)

第 10 条の 2 発行者は、規程第 37 条第 1 項の通知に係る銘柄の短期社債等に本邦の法令による保証が付される場合には、次に掲げる書類をあらかじめ機構に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

2・3 (略)

第 7 章 雑則

(社債等の内容の公示方法等)

第 30 条 機構が、規程第 69 条の規定により行う社債等の内容の公示は、政令第 14 条に定める方法により行う。

2 機構が、前項の規定により、短期社債等について公示する事項は、次に掲げるものをいう。

(1)~(6) (略)

3 (略)

4 機構が、第 1 項の規定により、一般債について公示する事項は、次に掲げるものをいう。

(1)~(24) (略)

5~9 (略)

10 機構が、第 1 項の規定により、投資信託受益権の内容について公示する事項は、次に掲げるものをいう。

(1)~(19) (略)

(振替口座簿の記録証明書等の申請手続)

第 31 条 規程第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定により振替機関等の備える振替口座簿の記録証明書の交付又は記録情報の提供を請

<p><u>振替口座簿記録事項証明書等請求書を提出する方法とする。</u></p>	<p><u>求する者は、その口座を開設した振替機関等に対し、所定の振替口座簿記録事項証明書等請求書を提出しなければならない。</u></p>
<p>別表1 統合Web端末等によるデータの授受 (別紙(新)参照)</p>	<p>別表1 統合Web端末等によるデータの授受 (別紙(旧)参照)</p>

2 社債等に関する業務規程施行規則の一部を改正する件(平成18年1月10日)

新	旧												
附 則	附 則												
<p>(一般債の特例)</p> <p>第2条 特例一般債のうち機構が法第13条第1項の規定に基づき特例一般債の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録又は記載がされたものについては、一般債とみなして、この改正規定による改正後の規則(以下「規則」という。)の規定(第4条の5、第4条の6、第5条第6項及び第7項、第8条第4項及び第5項、第5章、第27条の5、第27条の6、第27条の8から第27条の12まで、第5章の3、第28条第1項第9号及び第10号並びに第2項並びに第30条を除く。)を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句とするものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">読み替える規定</td> <td style="width: 33%;">読み替えられる字句</td> <td style="width: 33%;">読み替える字句</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(特例一般債の内容の提供方法等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 機構は、規程附則第10条の提供を行う場合には、特例一般債である旨も併せて提供する。</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)			<p>(一般債の特例)</p> <p>第2条 特例一般債のうち機構が法第13条第1項の規定に基づき特例一般債の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録又は記載がされたものについては、一般債とみなして、この改正規定による改正後の規則(以下「規則」という。)の規定(第4条の5、第4条の6、第5条第6項及び第7項、第8条第3項及び第4項、第5章、第27条の5、第27条の6、第27条の8から第27条の12まで、第5章の3、第28条第1項第9号及び第10号並びに第2項並びに第30条を除く。)を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句とするものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">読み替える規定</td> <td style="width: 33%;">読み替えられる字句</td> <td style="width: 33%;">読み替える字句</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(特例一般債の内容の公示方法等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 機構は、規程附則第10条の公示を行う場合には、特例一般債である旨も併せて公示する。</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句											
(略)													
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句											
(略)													

3 社債等に関する業務規程施行規則の一部を改正する件(平成19年1月4日)

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(特例投資信託受益権の内容の<u>提供</u>方法等) 第 6 条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(特例投資信託受益権の内容の<u>公示</u>方法等) 第 6 条 (略)</p>

4 附 則

この改正規定は、株式会社商工組合中央金庫法（平成 19 年法律第 74 号）附則第 1 条本文に規定する同法の施行の日（平成 20 年 10 月 1 日）から施行する。

統合Web端末等によるデータの授受

・短期社債等

1. 統合Web端末からの入出力によるデータの授受

(1) 社債等振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
(略)				

(2) (略)

2. (略)

3. CPU直結によるデータの授受

(1) 社債等振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
(略)				

(2) (略)

・一般債

1. 統合Web端末からの入出力によるデータの授受

(1) 社債等振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
(略)				
買入 消却			(略)	
元利 払手 数料 率	入 力	元利払手数料率	銘柄情報登録の入力日から 9:00~16:30	
	出 力	元利払手数料率通知	元利払手数料率の入力日から 8:30~19:00	
照会			(略)	

(2) (略)

2. (略)

3. CPU直結によるデータの授受

(1) 社債等振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
(略)				

(2) (略)

・ (略)

統合Web端末等によるデータの授受

・短期社債等

1．統合Web端末からの入出力によるデータの授受

(1) 振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
(略)				

(2) (略)

2．(略)

3．CPU直結によるデータの授受

(1) 振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
(略)				

(2) (略)

・一般債

1．統合Web端末からの入出力によるデータの授受

(1) 振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
(略)				
買入 消却			(略)	
照会			(略)	

(2) (略)

2．(略)

3．CPU直結によるデータの授受

(1) 振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
(略)				

(2) (略)

・(略)